

(仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方 (案)

令和 5 年 10 月 北 区

この「条例の基本的考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、**国籍や性別、障害のあるなし等にかかわらず**、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称) 北区子ども条例を制定することとします。

1 条例の全体構成

- (1) 前文
- (2) 総則(目的、基本理念、定義、各主体の役割)
- (3) 子育て、養育の支援
- (4) 子どもの安全、安心の保障
- (5) 子どもの意見表明、参加の支援
- (6) 自分らしさ、個性の尊重
- (7) 子どもの居場所作り
- (8) 子どもの権利擁護
- (9) 子どもの権利の普及
- (10) 権利委員会

2 条例の内容

(1) 前文(盛り込む内容)

- ① 生命、生存、発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 子どもに対するあらゆる差別の禁止
- ⑤ 「児童の権利に関する条約」及び子どもの権利について

(2) 総則部分

① 目的

- ・「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、未来を担う子どもたちが誰一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障するとともに、保護者や地域、学校等子どもを取りまくすべての人々が、子どもの育ちを支援するまちを目指す。

② 基本理念

- ・「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とする。
- ・すべての子どもが将来への夢と希望をもって健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備する。

③ 定義

- ・「子ども」とは区民および区に関する18歳未満の者をいう。ただし、本条例の適用を認めることが適当な者も含む。
- ・「保護者」とは、親、里親、その他親に代わり養育をする者をいう。
- ・「区民等」とは、区内で学んだり、働いたり、活動したりしている区民、団体、事業者(区内で事業を営んでいる人)のことをいう。
- ・「育ち学ぶ施設及び団体等」とは保育所や幼稚園、学校、その他子どもが育ち、学び、活動する施設及び団体をいう。

④ 北区の役割

- ・区は、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をはじめとした、子どもの権利を尊重し擁護するための施策を推進すること。
- ・区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- ・区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等と協力するとともに、子どもや子育てを支援する活動を支援促進すること。
- ・区は、国、他の地方公共団体等と連携協力し、区外においても子どもの権利が保障さ

れるよう広く保障されるための取組の実施に努めること。

⑤ 保護者の役割

- ・保護者は、子どもの年齢や成長に応じた権利が保障されるよう努めること。

⑥ 区民等の役割

- ・区民等は地域において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもが健やかに成長し子育てしやすい環境づくりに努めること。
- ・事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとします。

⑦ 育ち学ぶ施設及び団体等の役割

- ・育ち学ぶ施設及び団体等の設置者及び職員は、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

(3) 子育て、養育支援

① 子どもの育ちへの支援の保障

- ・保護者は、安心して子育てができるよう子どもの健やかな育ちのため、区等からの必要な支援を受けられること。

② 養育環境の保障

- ・保護者が良好な家庭環境の中で子どもを養育できるよう、区等は必要な支援を行う。

(4) 子どもの安全、安心の保障

① 子どもの成長と安心の保障

- ・子どもは、安心して過ごせる環境のもとで育まれ成長していく権利及び、あらゆる暴力や差別から守られ安心して生きる権利が保障されること。

② 虐待、体罰等の禁止

- ・子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等、あらゆる場面において、身体的または精神的な暴力を受けない権利が保障されること。
- ・親または親に代わる保護者・養育者・その他子どもに関わる大人が、子どもに対して不適切な扱い（暴力・放任・無視など）をして、子どもの健全な成長や発達をさまたげ、心身ともに傷つける虐待や体罰をしてはならないこと。
- ・子どもは権利が守られないとき、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体など大人に助けを求めることができること。
- ・区は、虐待や体罰など子どもの権利侵害の防止と救済のために必要な措置を講ずること。
- ・区は、虐待、体罰等を受けた子どもを速やかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うこと。

③ 子どもが安全、安心に暮らせる環境づくり

- ・区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と連携のもと、子どもが安心して安全に暮らすことのできる環境づくりに努めること。

④ 子どもの貧困の防止

- ・区は、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と協力のもと、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むこと。

⑤ いじめその他の権利侵害の防止

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めること。

(5) 子どもの意見表明、参加の支援

① 子どもの意見の尊重と参加

- ・子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び団体等、地域など生活におけるあらゆる場面において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されること。
- ・子どもは、意見や考えを表明したことによる不利益を受けないこと。
- ・子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重すること。

② 子どもの意見反映、参加の仕組みづくり

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設及び団体等の運営活動において子どもの意見反映、参加に努めること。

(6) 自分らしさ、個性の尊重

- ・子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互に尊重しあうことで、誰一人取り残されることなくその権利が保障されること。

(7) 子どもの居場所づくり

- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、子どもが安心して安全に遊び、学び、活動するために必要な居場所作りの推進に努めること。
- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は子どもの身近な生活の場において、居場所が確保されるよう努めること。

(8) 子どもの権利擁護

① (仮称) 子どもの権利擁護委員の設置

- ・区は、子どもの権利侵害等について適切かつ速やかな救済を図るため「(仮称) 子どもの権利擁護委員」を置くこと。
- ・「(仮称) 子どもの権利擁護委員」は、人格が優れ、子どもの権利に理解と識見を有する

者のうちから区長が委嘱すること。

- 委員は3人以内とすること。
- 任期は2年とし、再任を妨げないこと。
- 守秘義務を課すこと。

② 「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務等

- 独立して職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- 子どもの権利侵害の相談、その改善や救済、回復のための助言や支援を行うこと。
- 子どもの権利侵害の申立てを受け、事実関係の調査、調整を行うこと。
- 判明した子どもの権利侵害に対して、必要と認められる場合、権利の回復に向けて、侵害した機関等に対して、是正の要請等を行うこと。
- 毎年の活動状況を区長に報告し、公表すること。
- 区は、「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力すること。
- 保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に協力するよう努めること。

(9) 子どもの権利の普及

- 区は、保護者や区民等に対して、条例に定められた子どもの権利について、周知や学習の機会を設けるなどして、普及啓発に努めること。
- 区は、子どもにかかわる施設等において、この条例に定められた子どもの権利が保障されるよう普及啓発に努めること。
- 区は、児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

(10) 子どもの権利委員会

①北区子どもの権利委員会の設置

- 区は、この条例に基づく施策を検証するために、区長の附属機関として北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設ける。
- 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができる。
- 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

②権利委員会の職務

- 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
 - (2) 権利擁護委員からの報告について、調査及び審議をすること。
 - (3) 前各号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

③会長及び副会長

- 権利委員会に会長及び副会長を置く。
- 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

④招集等

- 権利委員会は、会長が招集する。
- 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

⑤庶務

- 権利委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

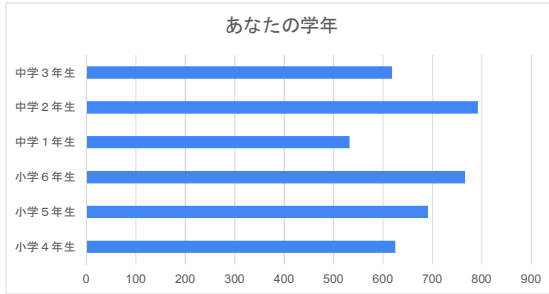
アンケート回答数・回答率（全体）

中学校	種別	生徒数	回答数	回答率
	公立	4,756	503	10.58%
	私立	2,144	1,490	69.50%
		6,900	1,993	28.88%

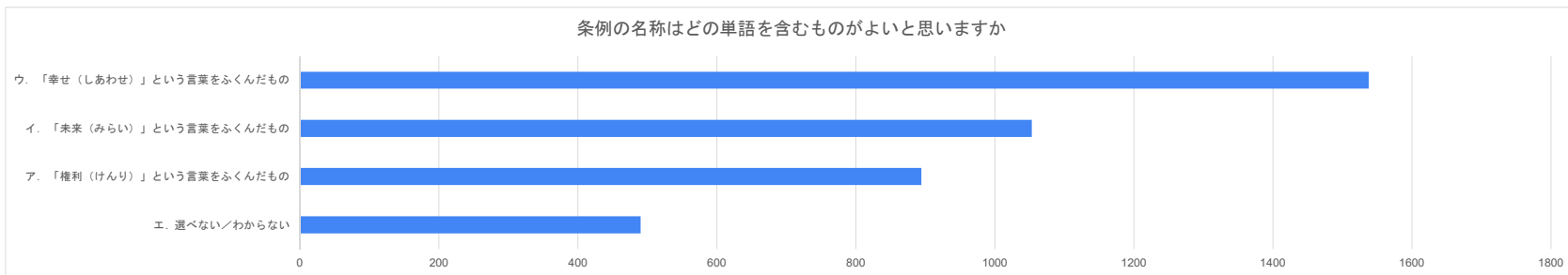
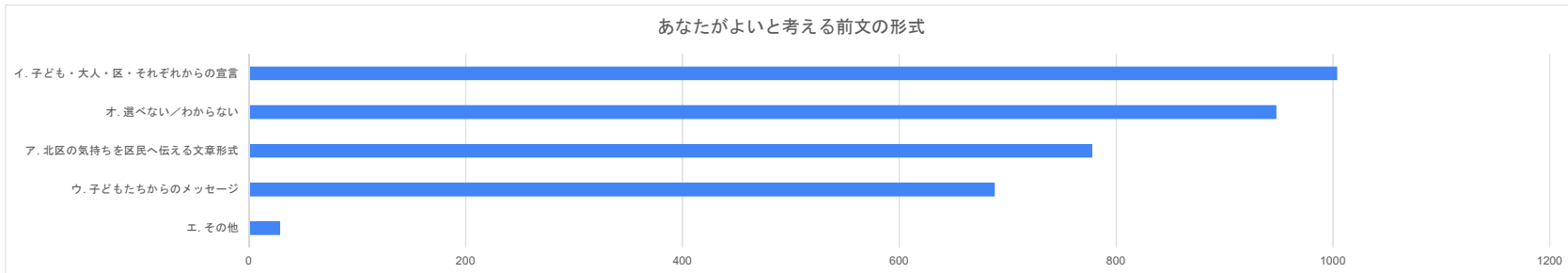
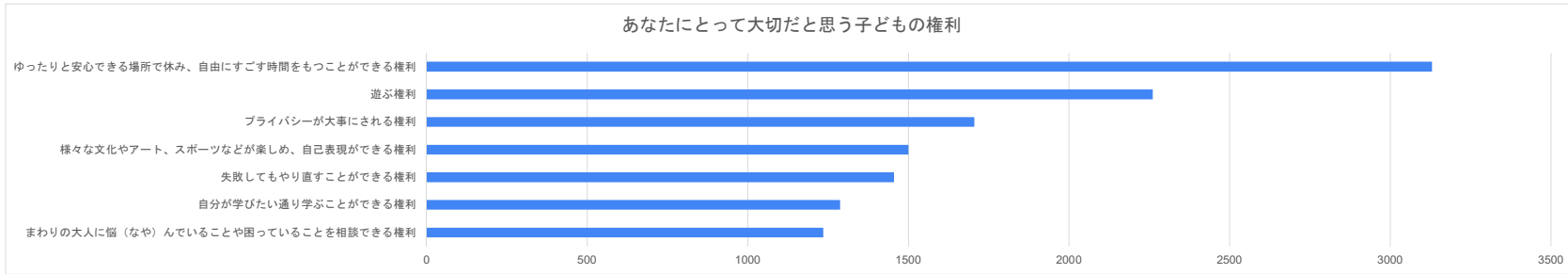
小学校 (4～6年生)	種別	生徒数	回答数	回答率
	公立	6,698	1,913	28.56%
	私立	213	169	79.34%
		6,911	2,082	30.13%

全体	種別	生徒数	回答数	回答率
	公立	11,454	2,416	21.09%
	私立	2,357	1,659	70.39%
		13,811	3,490	25.27%

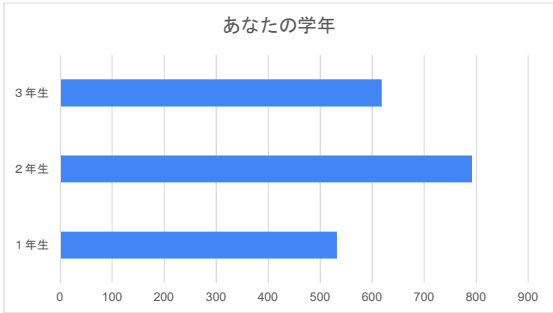
区内小中学校（公立・私立）アンケート結果（総計）



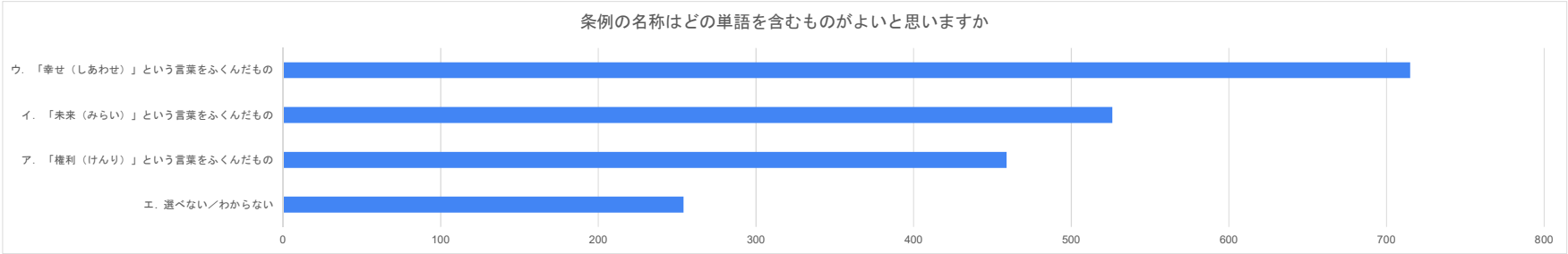
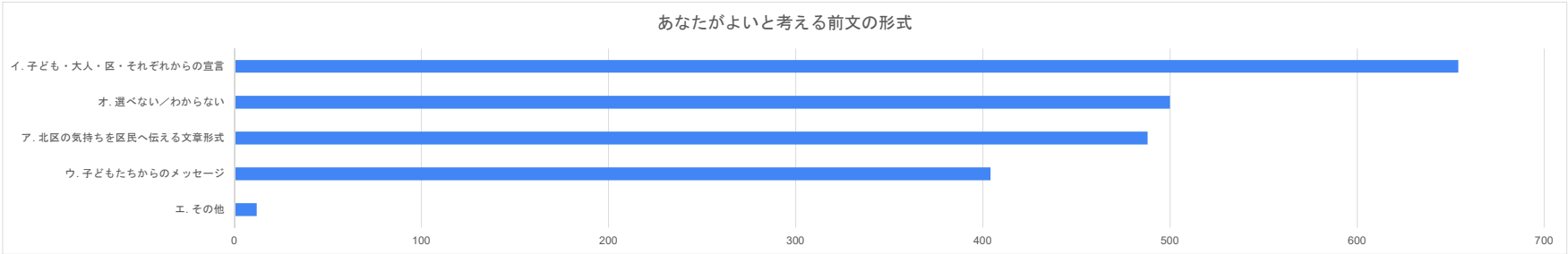
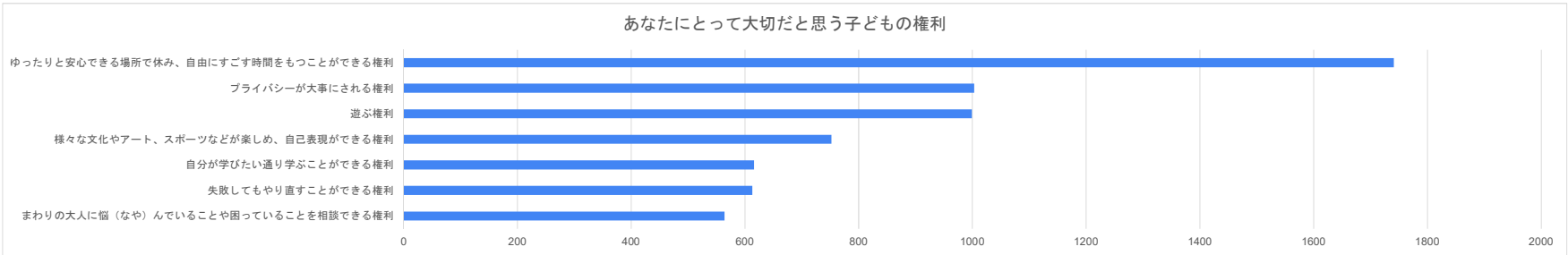
全体	種別	生徒数	回答数	回答率
	公立	11,454	2,416	21.09%
	私立	2,357	1,659	70.39%
		13,811	3,490	25.27%



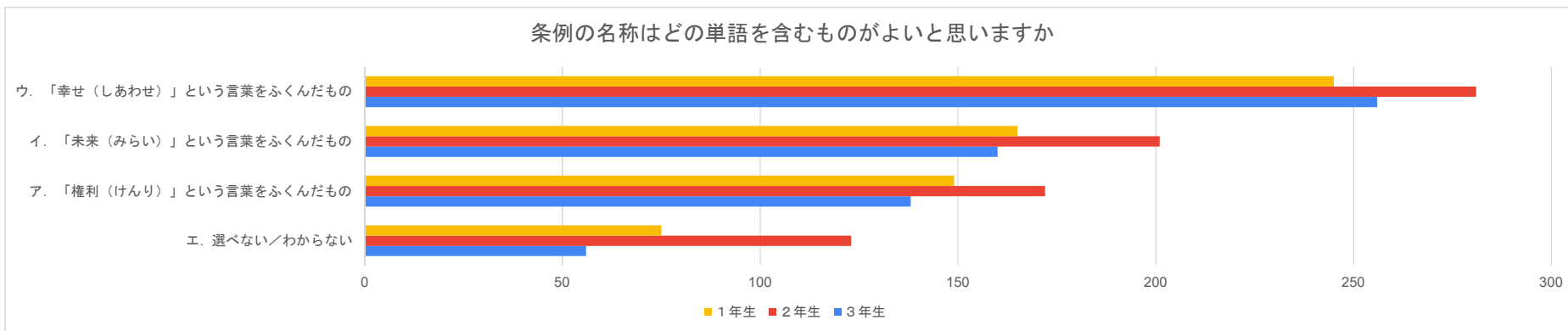
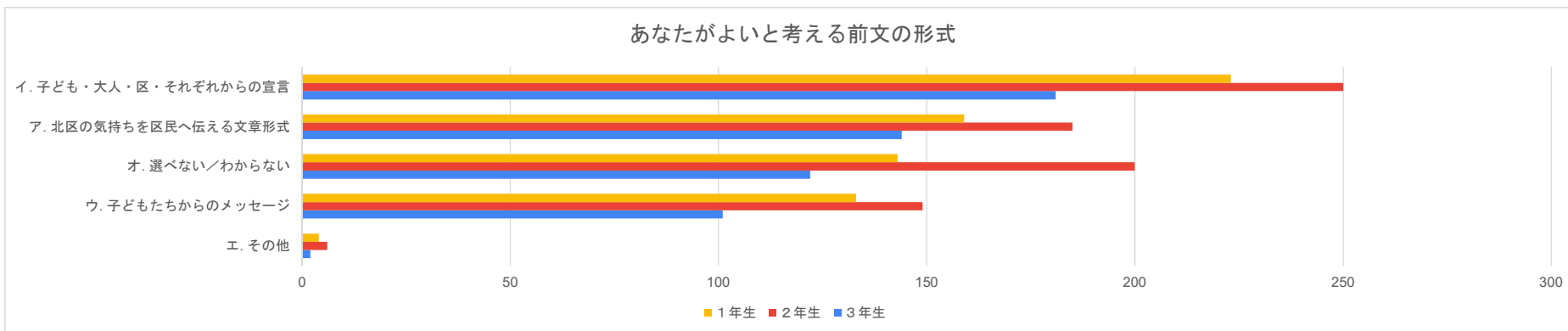
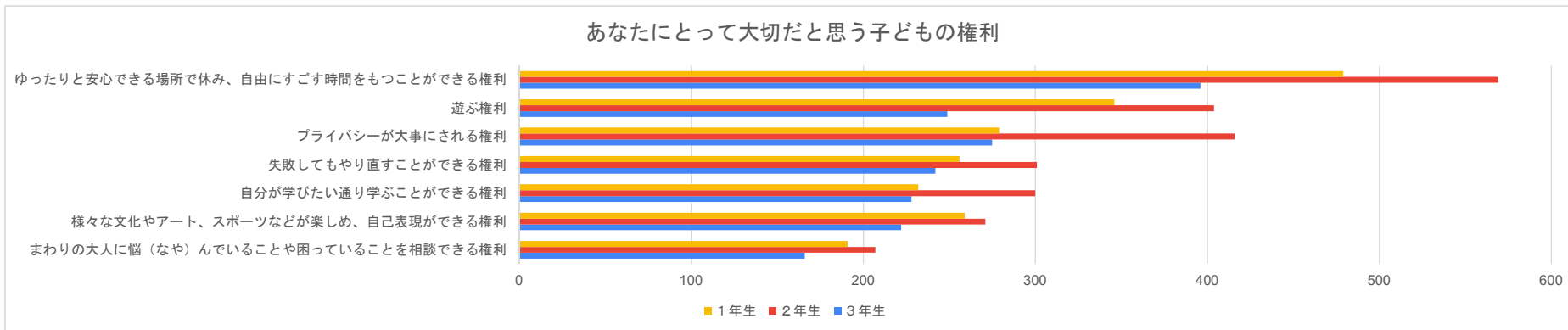
区内中学校（公立・私立）アンケート結果（全体）



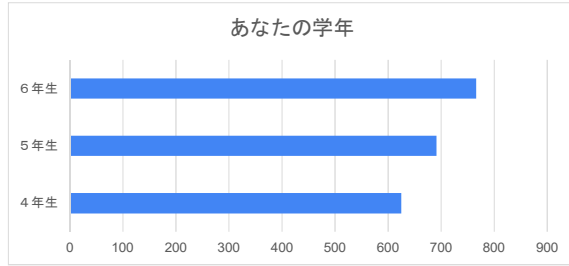
中学校	種別	生徒数	回答数	回答率
中学校	公立	4,756	503	10.58%
	私立	2,144	1,490	69.50%
	合計	6,900	1,993	28.88%



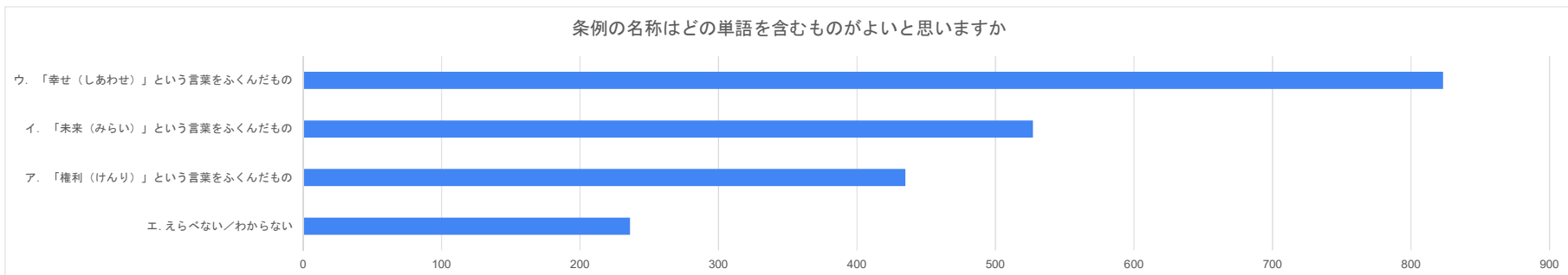
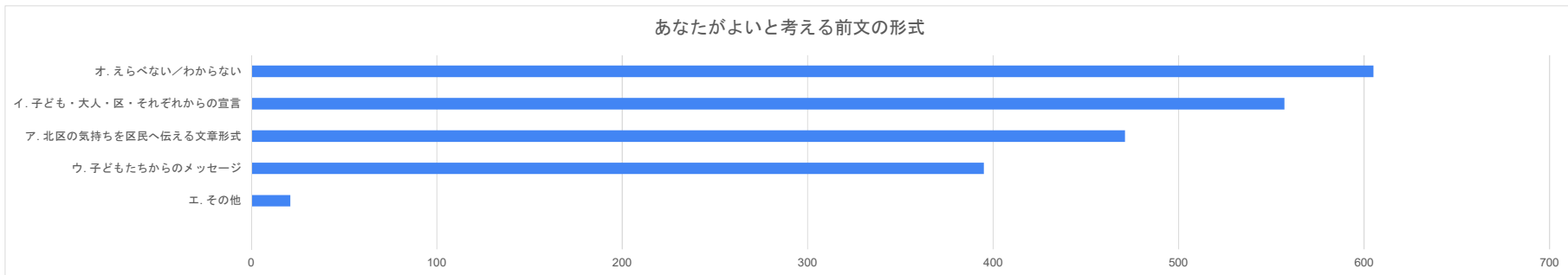
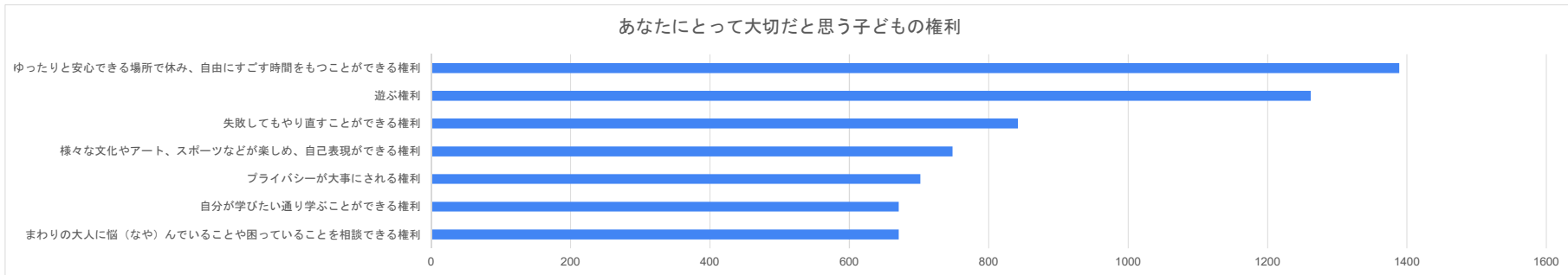
区内中学校（公立・私立）アンケート結果（学年別）



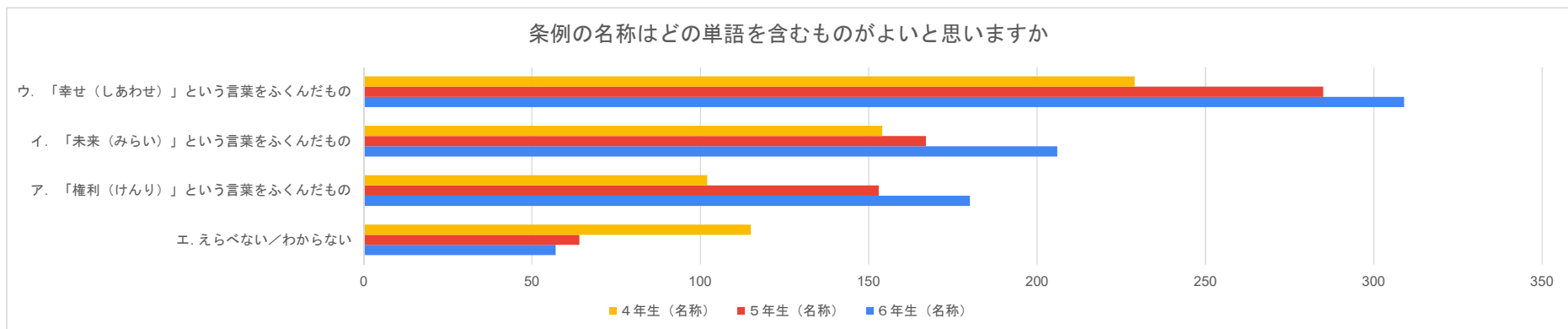
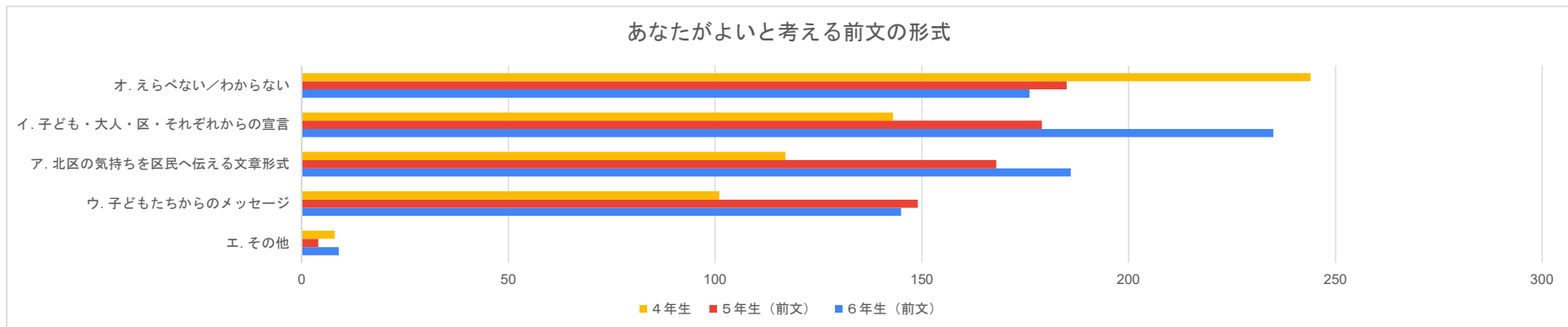
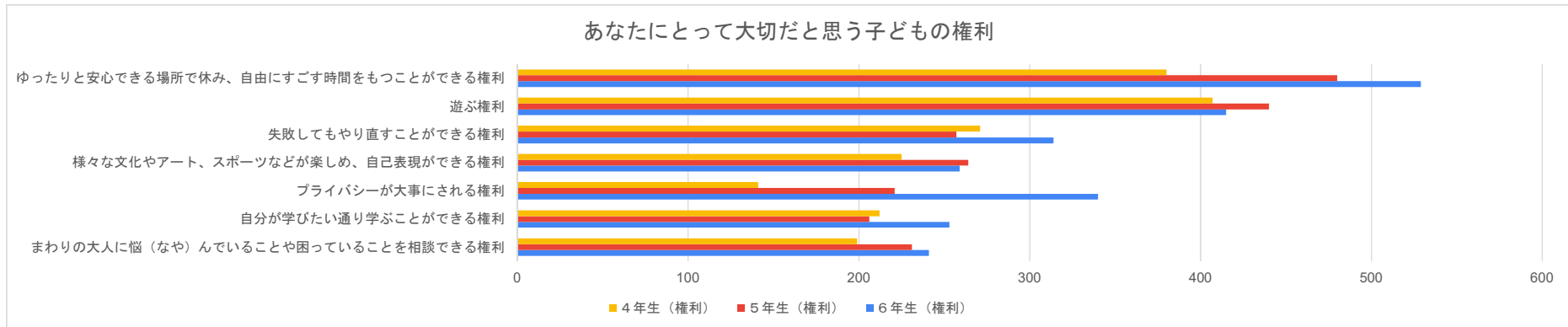
区内小学校（公立・私立）アンケート結果（全体）



種別	生徒数	回答数	回答率
公立	6,698	1,913	28.56%
私立	213	169	79.34%
計	6,911	2,082	30.13%



区内小学校（公立・私立）アンケート結果（学年別）



中学生モニター会議における検討結果（概要報告）

「（仮称）北区子ども条例」の制定に関する意見聴取の取組み

I 日程概要（子ども未来課分）

【第1回会議】7月24日（月）	委嘱式終了後	13:50~15:00
【第2回会議】7月26日（水）		9:00~12:00
【発表会】8月2日（水）		9:00~12:00

II 進行

1. 子ども条例全般についてのガイダンス
2. テーマについての説明：「（仮称）北区子ども条例」に込めたいメッセージ
3. 進め方についての説明

グループ別に共通の設問についての回答をまとめ、発表する。最後に、設問に対する回答を総合して、条例の前文の形式を意識した文章にまとめる。

〔対象人数：18名（@6名/1グループ、3グループ）〕

【1】あなたが一番幸せを感じるのは、どんな時ですか？

例えば、寝る前に楽しかったこと・嬉しかったことを思い出すとしたら、どんなことですか？

【2】あなたにとって最も大切だと思う権利3つとその理由

次の14個の権利のうち、あなたにとって大切だと思う権利の番号とそれを選んだ理由を3つ回答してください（1つだけ、2つだけでもよいです）

①ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つことが保障される権利

②周囲の大人と交流の機会を持ち、意見交換を行い、時には悩み事等を相談できる権利

③個々の子どもたちの状況・心情等に応じて、子どもたちの望む場所や教わり方で学ぶことができる権利

④様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむ権利

⑤プライバシーが尊重される権利

⑥失敗してもやり直すことができる権利

⑦遊ぶ権利

⑧安心・安全に毎日を過ごす権利

⑨子どもが意見を表明したり、いろいろな集まりに参加したりできる権利

⑩いじめられない権利

⑪虐待されない権利

⑫自分らしく生きる権利

⑬安心できる居場所をもつ権利

⑭お金のことで困らずに生活できる権利

【3】子どもの権利を守るため、大人はどのような取組みをする必要があると思いますか？

【4】条例の前文に込めたいキーワード

【5】1～3で挙げた内容を、次のいずれかの文章に穴埋めし、さらに4で挙げたキーワードを盛り込んで条例の前文を意識した文章を作成してください。

【パターン1】

私たち子どもは、(【1】の回答) している時がとても幸せです。そのほかにも(【2】の①～③を選択した理由) といった理由から(【2】の回答①) や(【2】の回答②) や(【2】の回答③) などの権利が保障されていると、より毎日を不安なく幸せに生きることができます。

ただし、すべての子どもがこうした幸せな毎日を過ごせているわけではありません。また、こうした幸せは、私たちの思いだけでは実現しません。そこで、大人の皆さんに(【3】の回答) といったことをお願いしなくてはなりません。

私たちはこのことを区民の皆さんに伝えるため、この前文を作りました。

【パターン2】

私たち子どもは、(【1】の回答) している時がとても幸せです。ただし、そうした幸せな時間を過ごすためには、(【2】の回答①) や(【2】の回答②) や(【2】の回答③) といった権利が守られる必要があります。(【2】の①～③を選択した理由) といった理由からです。

そして、こうした権利が守られるために、北区や区民の皆さんに(【3】の回答) といったことをお願いしたいです。

私たちはこのことを区民の皆さんに伝えるため、この前文を作成しました。

Ⅲ 発表の概要

1 班の発表

【1】幸せを感じる時

- ・ 努力が報われたとき
- ・ 自分のやりたいことがやりたいときにできたとき
- ・ 願いがかなったとき

【2】自分たちにとって大切と思う権利とその理由

- ・ 安心・安全に毎日を過ごす権利
児童虐待や交通事故での不慮の死を避けたいため
- ・ 自分らしく生きる権利
他人に合わせてばかりで、自分を尊重できなくなるため
- ・ お金のことで困らずに生きる権利
やりたいことができなくて、行動が制限されるため

【3】2の権利を守るために、北区や区民の皆さんにお願いしたいこと

- ・ 子どもだけでは実現が難しい願い
安心して外で過ごせる環境。
頼りやすい大人がいる環境。
子ども自ら、自由に発言し、大人と意見交換ができる環境。
十分に家族との時間が持てる環境。
個性を堂々と発揮できる環境。
お金の困らず、家庭によつての格差が少ない環境。
- ・ 大人にお願いしたいこと
子どもの目線で物事を考えなおし、子どもの声にもしっかり耳を傾けてほしい

◎これらを踏まえて、1班が作成した「(仮称)北区子ども条例」に込めたいメッセージを条例の前文形式でまとめた文章

私たち子どもは、自由を感じたときや努力が報われたとき、願いがかなったときなどに幸せを感じます。

ただし、そうした幸せな時間を過ごすためには、安心・安全に毎日を過ごす権利や、自分らしく生きる権利、お金のことで困らずに生活できる権利などが必要です。そして、子供は生まれたときからこれらの権利を持っていて守られるべき権利達なのです。

安心安全に毎日を過ごす権利がなければ、家庭内での虐待や交通事故などで命を落としてしまうかもしれません。

自分らしく生きる権利がなければ、自分を尊重できず、他人に合わせてばかりの自由のない人生になってしまうかもしれません。

お金に困らずに生活できる権利がなければ、ほしいものが買えなかったり、やりたい習い事を諦める必要が出てくるなどして、行動が制限されてしまうかもしれません。

私たちが安心して外で過ごせる環境。

大人に頼りやすい環境。

子ども自ら、自由に発言し、大人と意見交換ができる環境。

十分に家族との時間が持てる環境。

個性を堂々と発揮できる環境。

お金に困らず、家庭によっての格差が少ない環境。

このような環境は子どもの力だけでは作れません。だからこそ、私達子どもの権利を尊重して、大人の皆さんに、環境を作ってもらいたいのです。そして、守ってもらいたいのです。

このように、大人の方たちにはもう一度、子ども目線で物事を考え直し、子どもの声にもしっかり耳を傾けてほしいです。

私たちはこのことを区民の皆さんに伝えるため、この前文を作成しました。

2班の発表

【1】幸せを感じる時

- ・ 寝ているとき
- ・ 美味しいものを食べているとき
- ・ 誰かに褒められたとき

【2】自分たちにとって大切と思う権利

- ・ プライバシーが尊重される権利
- ・ 遊ぶ権利
- ・ お金のことで困らずに生活できる権利

【3】2の権利を守るために、北区や区民の皆さんにお願いしたいこと

- ・ 子どもを褒めてほしい
- ・ 子どもを適度に見守ってほしい
- ・ 子供の頃何をしてほしかったか思い出してほしい
- ・ 子どもにも権利はあるのをわかってほしい

- ・子どもに必要な権利は守って欲しい
- ・子供のことを思って欲しい

◎これらを踏まえて、2班が作成した「(仮称)北区子ども条例」に込めたいメッセージを条例の前文形式でまとめた文章

私たち子どもは、寝るときや美味しいものを食べているとき、誰かに褒められたときなどがとても幸せです。

ただし、そうした幸せな時間を過ごすためには、プライバシーが尊重される権利、遊ぶ権利、お金のことで困らずお金のことで困らずに生活できる権利に生活できる権利といったものが守られる必要があります。なぜなら、プライバシーが尊重される権利は自分の身を守るために必要で、遊ぶ権利はストレスをためないように必要、お金のことで困らずに生活できる権利は生きるためのすべての行動はお金がないとできないから必要といった理由からです。

そして、こうした権利が守られるために、北区や区民の皆さんには、子どもを大切にして、適度に褒めて、子どものことを限度をわきまえて見るようにして生活する、そしてどうか自分たちが子どもだった頃を思い出して行動してほしいと私達は心の底から願っています。

私たちはこのことを区民の皆さんに伝えるため、この前文を作成しました。

3班の発表

【1】幸せを感じる時

- ・できなかったことができるようになったとき
- ・自分の好きなことに打ち込めるとき

【2】自分たちにとって大切と思う権利

- ・失敗してもやり直せる権利
- ・遊ぶ権利
- ・自分らしく生きる権利

【3】2の権利を守るために、北区や区民の皆さんにお願いしたいこと

- ・やりたいことが気軽にできる環境を作ること

◎これらを踏まえて、3班が作成した「(仮称)北区子ども条例」に込めたいメッセージを条例の前文形式でまとめた文章

私達子どもは、できなかったことができるようになったときに幸せを感じます。

その他にも子どもたちがやりたいことを好きなだけできると楽しいという理由から、「失敗してもやり直せる権利」、「遊ぶ権利」、「自分らしく生きる権利」が保証されると、より毎日を不安なく、笑顔で生きることが出来ます。

ただし、すべての子どもがこうした幸せな毎日を過ごしているわけではありません。また、こうした幸せは、私たちの思いだけでは実現しません。そこで、大人の皆さんに、やりたいことをひろびろと好きにできる環境を作るといったことをお願いします。

私たちはこのことを区民の皆さんに伝えるためにこの前文を作りました。

「(仮称)北区子ども条例」タウンミーティングの開催について

1 要 旨

(1) 目的

子ども（高校生）と大人によるこどもまんなか社会の実現や、子どもの権利や（仮称）北区子ども条例について理解を深める。

(2) 対象

一般公募の区民等及び区内都立高校に通学する生徒
(1会場あたりの参加上限数は30名)

(3) 日時・場所

- 王子会場 : 令和5年 9月26日(火) 16:30~18:00
北とぴあ9階 901 会議室
- 滝野川会場 : 令和5年10月17日(火) 15:40~17:10
滝野川東区民センター3階 第一ホールA
- 赤羽会場 : 令和5年10月20日(金) 13:30~15:00
赤羽会館3階 第一和室

さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での 新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事について

1 要 旨

令和7年4月に区立さくらだこども園を幼保連携型認定こども園から幼稚園型認定こども園に類型変更し、あわせて、3歳児保育園枠を廃止する。また、区立じゅうじょうなかはら幼稚園と区立うめのき幼稚園とを統合・再編し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな幼稚園型認定こども園を設置するため、園舎増築工事に着手する。

2 現 況（経過等）

区では、幼児人口の減少や区民ニーズの多様化を踏まえ、就学前教育のさらなる充実を図るため、「北区基本計画 2015（平成27年3月策定）」において、既存の区立幼稚園を認定こども園に移行する方針を定め、平成29年4月にさくらだ幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、さくらだこども園を開設した。当時、当該地域で3歳児も含めた保育所の待機児童解消が課題となっていたことから、3歳児保育園枠を設定し、認定こども園法改正により幼保連携型に必置の職として位置付けられた「保育教諭」については、区立幼稚園で培ってきた幼児教育の継承のため、幼稚園教諭の兼職により対応しているが、令和6年度末には資格の特例期間が終了する見通しとなっている。令和3年1月に策定した「令和2年度東京都北区立認定こども園検討委員会報告書」では、今後新設する認定こども園は幼稚園型とし、歳児構成は幼稚園枠・保育園枠ともに4歳児及び5歳児とする方針としたうえで、さくらだこども園も将来的には「幼稚園型」に移行し、4歳児からの受入れに移行する方針としていることから、区長部局を含む庁内関係部署において、区内保育所待機児童の状況等も踏まえ、移行時期等について検討を行った。

また、令和4年5月時点のじゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園の4歳児園児数が、園児募集方針に定めた学級編制基準を下回ったことから、この2園を統合・再編し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな幼稚園型認定こども園を開設する方針を決定し、開設にあたり必要となる保育室や調理室等を整備するため、令和4年第3回定例会で補正予算を計上し、うめのき幼稚園園舎増築実施設計に着手した。

3 内 容

(1) さくらだこども園の幼稚園型移行及び3歳児保育園枠廃止

令和6年度末の保育教諭の資格の特例期間終了や区内保育所待機児童の状況、今後の年少人口推計等を踏まえて庁内検討を行った結果、令和7年4月にさくらだこども園を幼保連携型認定こども園から幼稚園型認定こども園に類型変更することとし、あわせて、3歳児保育園枠（定員30名）を廃止する。類型変更後は、区立幼稚園が従来担ってきた4歳児・5歳児の2年保育を実施していくが、幼稚園枠・保育園枠の定員設定は、近隣の保育ニーズ等を勘案して今後決定する。

(2) 新たな認定こども園開設に向けたうめのき幼稚園園舎増築等工事

令和7年4月の新たな幼稚園型認定こども園開設に向けて、必要となる保育室や調理室等を整備するため、うめのき幼稚園園舎増築工事を実施する。増築に伴い、避難路整備のための外構工事等が必要となるため、令和5年度中に既存の設備基礎等解体工事を先行実施し、令和5年度末頃から令和6年度末頃にかけて増築工事を実施する。

【増築内容】

保育室1、調理室1、多目的室2、休憩室、更衣室、エレベーター、誰でもトイレ、幼児用・大人用トイレ等

【定員】（ ）内は R5.5.1 現在園児数、新認定こども園定員は予定

	じゅうじょうな かはら幼稚園	うめのき 幼稚園	新認定こども園 【内訳：幼稚園枠・保育園枠】
4歳児	33（10）	33（11）	40 【幼30・保10】
5歳児	35（9）	35（14）	40 【幼30・保10】
計	68（19）	68（25）	80 【幼60・保20】

4 これまでの経過及び今後の予定

令和5年	9月	教育委員会定例会報告 区議会第3回定例会（補正予算計上、債務負担行為設定、文教子ども委員会報告） 北区ニュース掲載、在園児保護者等への周知
令和5年	12月頃	設備基礎等解体工事（～令和6年3月）
令和6年	3月	工事説明会（在園児保護者・地域等への説明） 園舎増築工事（～令和7年3月）
	7月	教育委員会議決（区立認定こども園の類型変更及び設置、区立幼稚園2園の廃止）
	9月	東京都北区立認定こども園条例及び東京都北区立幼稚園条例改正
令和7年	4月	さくらだこども園類型変更・新認定こども園開設

子ども・子育て会議資料
 令和5年10月2日
 子ども未来部子ども未来課
 子ども未来部保育課

令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について

1 要 旨

一定の待機児童解消が図られた区内保育施設の状況等から、令和6年4月期に向け、以下のとおり保育施設の受け入れ可能児童数の変更を行う。

2 受け入れ可能児童数変更等の内訳

(1) 区立保育園の受け入れ可能児童数の変更

①豊島つぼみ保育園（直営）の閉園

ここ数年入所児童が少なく、令和5年4月期から1歳児の受け入れを休止している同園を令和5年度末をもって閉園する。

	1歳児	2歳児
令和6年4月 閉園予定	—	—
受け入れ可能数（令和5年4月）	受入休止	25
入所児童数（令和5年8月）	—	6

②その他の区立（直営）保育園の受け入れ可能児童数の変更

令和5年度以降、定員の充足が見込まれない歳児の運用定員については、受け入れ可能児童数の調整を図ることとしており、地域の保育ニーズに合わせ施設規模に見合う柔軟な定員変更を行う。

令和6年度は、以下の区直営保育園（9園）において受け入れ児童数を減とする。

	園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
区立直営	王子、赤羽、滝野川、浮間、田端、豊島北、志茂南、桜田つぼみ、音無つぼみ（計9園）	▲4	▲17	▲10	▲10	▲6	▲6	▲53

(2) 私立保育園等の受け入れ可能児童数の変更

運営事業者からの申し出を受け、下表のとおり変更を行う。

	園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
私立	さくらキッズ 分園(※1)	変更後	—	—	—	11	11	11	33
		現行	—	—	—	—	—	—	—
		増減	—	—	—	11	11	11	33
	浮間さくら 保育園(※2)	変更後	6	8	8	9	9	10	50
		現行	6	6	7	—	—	—	19
		増減	0	2	1	9	9	10	31
	日の基保育園	変更後	12	22	24	30	30	30	148
		現行	12	22	28	30	34	34	160
		増減	0	0	▲4	0	▲4	▲4	▲12
増減計			0	2	▲3	20	16	17	52

※1 既存(休園)の分園について、受け入れを行う。

※2 小規模保育事業所から認可保育所へ移行する。

(3) 私立認定こども園

従来型の幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行に伴い2号認定児童の受け入れ枠を新設する。

	園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
こども園	木内鳩の家 幼稚園 (認定こども園)	変更後	—	—	—	10	10	10	30
		現行	—	—	—	—	—	—	—
		増減	—	—	—	10	10	10	30

(4) 区内保育施設の受け入れ児童数

令和5年4月 9,703名

令和6年4月(予定) 9,707名(4名増)

3 今後の予定

令和5年 9月 教育委員会、区議会文教子ども委員会での報告

10月 私立保育園理事長園長会での報告

北区ホームページ・保育園入園案内で、各園の受け入れ可能数を公開

11月 豊島つぼみ保育園の閉園に係る東京都北区保育所条例の一部改正案の上程

12月中旬 令和6年4月期第一次利用調整に係る申請締切

令和6年 2月中旬 一次内定者結果公表

子ども・子育て会議資料
令和 5 年 10 月 2 日
子ども未来部 保育課
子ども未来部子ども未来課

多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施について

1 要 旨

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図るため、令和 5 年度から開始された東京都の補助制度を活用した「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を実施する。

2 実施内容（予定）

実施施設等	私立保育園、私立幼稚園の 5 施設程度で、各施設の空き定員を活用してモデル実施する
対象児童	保育所等に通っていない、または在籍していない乳幼児 ・私立保育園：0～2 歳児を対象 ・私立幼稚園：2 歳児を対象
事業内容	一定程度継続的（月を単位として複数月）な預かり、集団における子どもの育ちに着目した支援計画作成、保護者への定期的な面談・子育てに関する助言等を実施
利用料（原則）	・日額 2,200 円（1 日 8 時間利用） ・月額 44,000 円（1 月 160 時間利用）を上限 上記を超える場合は 1 時間あたり 275 円が上限額
利用者負担軽減（上限額）	・生活保護世帯：日額 3,000 円 ・住民税非課税世帯：日額 2,400 円 ・年収 360 万円未満世帯：日額 2,100 円

3 今後の予定

令和5年 9月 令和5年3定に補正予算を計上
実施施設の検討
10月～ 北区ホームページ等で周知、事業開始

4 その他

- 本事業は、東京都の補助率 10/10 の事業である。
- モデル実施の状況を踏まえ、次年度以降の実施方法を検討していく。